

原議保存期間 5 年  
(平成29年3月31日まで)

各附属機関の長  
各地方機関の長 殿  
各都道府県警察の長  
(参考送付先)  
庁内各局部課長

警察庁丙運発第17号  
警察庁丙交企発第38号  
警察庁丙交指発第14号  
平成23年5月9日  
警察庁交通局長

一定の病気にかかっている者等に係る運転免許手続及び事故捜査における留意事項について

本年4月18日、栃木県鹿沼市において、歩道上を通行していた登校途中の小学生の列にクレーン車が突進し、児童6人が死亡する事故が発生した。本日、当該事故を起こした被疑者が自動車運転過失致死罪により起訴されたが、被疑者には、意識障害を伴う発作を起こす持病があり、事故に際しては、発作が起きて意識を喪失していたものと認められた。

本来、発作により意識障害や運動障害をもたらすなど、自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがある病気(以下「一定の病気」という。)にかかっている者に対しては、その者の病状等に応じて、運転免許(以下「免許」という。)の可否の判断がなされる必要がある。したがって、このような者に対しては、免許を取得する前に、個別に病気の症状等の聴取を行う運転適性相談が実施されていることが望ましい。また、免許の申請時及び運転免許証(以下「免許証」という。)の更新申請時に記載する申請書には、病気の症状等の申告欄(以下単に「申告欄」という。)が設けられており、警察が申請者の運転適性を把握するためには、申請者において、申告欄による正確な申告がなされる必要がある。

なお、免許が国民生活に密接に関わっている一方で、交通事故が発生した場合には他人の生命・身体を損ないかねないことに鑑み、交通の安全の確保と一定の病気にかかっている者等の社会参加の両立の確保の観点が必要であることは言うまでもない。

一定の病気にかかっている者及びかかっていると疑われる者(以下「一定の病気にかかっている者等」という。)に係る運転免許手続及び事故捜査における留意事項については、下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

## 記

### 1 運転適性相談の確実な実施

#### (1) 問い合わせへの適切な対応

免許を取得しようとする者若しくは免許を受けている者又はこれらの者の家族等(以下「免許を取得しようとする者等」という。)から、一定の病気にかかっ

ていることによる免許の拒否、取消し等に関する問い合わせがあった場合には、運転適性相談の趣旨、内容等を十分に説明するとともに、

- ・ 運転適性相談窓口（以下「相談窓口」という。）の連絡先を教示する
- ・ 必要に応じて、相談窓口の担当職員から連絡させる旨を説明し、相談者の連絡先を聴取する
- ・ 相談内容について、相談窓口に情報を一元化する

など、運転適性相談が確実に実施されるよう配慮した対応を行うこと。

## (2) 運転適性相談に関する周知の徹底

免許を取得しようとする者等の中には、警察が運転適性相談を実施していることを知らない者もいることから、免許に関する手続が行われている免許センター、警察署等にポスターを掲示するなど、運転適性相談に関する周知徹底を図ること。

## (3) 相談窓口の態勢整備及び関係団体との連携

今般の事故の発生を受け、相談窓口における相談件数が増加することが予想されることから、これらの相談に適切に対応するため、相談窓口の担当職員の態勢の整備に配慮するとともに、都道府県の患者団体、医師会等の関係団体との密接な連携を図ること。また、必要に応じて、相談者に専門医を紹介するなどの措置を講じること。

## 2 申告欄による正確な申告を促すための工夫等

免許の申請時及び免許証の更新申請時に記載する申請書( 道路交通法施行規則( 昭和35年総理府令第60号 ) 別記様式第12の運転免許申請書、同第18の運転免許証更新申請書及び同第18の2の運転免許証の更新期間前における免許証更新申請書 )には、それぞれ別紙に申告欄が設けられているが、

- ・ 申請書を記載する台（テーブル等）に、一定の病気にかかっている者等が申請する場合の申告欄の記入方法を示した記載例を備え付けること
- ・ 一定の病気の症状等がみられる者については、申告欄による申告が必要であることを周知する内容のポスターを掲示すること

等、申請者において、申告欄による正確な申告がなされるための工夫を行うこと。

また、申告欄の記入のない申請書を受理した場合には、申告欄の記入を求めること。

## 3 不自然な供述をする者に対する捜査の徹底等

### (1) 交通事故時に不自然な居眠り運転を主張する者等に対する捜査の徹底

交通事故の原因として居眠り運転を主張する者等について、供述が客観的な事故状況に照らして不自然である場合には、事故の背景に一定の病気がある可能性を念頭に通院歴等の捜査を徹底すること。

## (2) 事故捜査担当と行政処分担当との連携の徹底

捜査の結果、一定の病気にかかっていると疑われる者を認知した場合には、行政処分担当に速やかに連絡することとし、通報を受けた行政処分担当においては、通報に係る者の免許証記載の住所に応じて、以下の措置を講じること。

- ・ 当該住所が管轄区域内にある場合には、臨時適性検査を実施するとともに、その結果等に基づき、速やかに免許の取消し等を行うこと。
- ・ 当該住所が他の都道府県警察の管轄区域内にある場合には、当該都道府県警察の行政処分担当に、当該通報の内容を情報提供すること。

## 4 関係団体への協力依頼の実施

### (1) 社団法人日本てんかん協会への協力依頼（別添１）

一定の病気にかかっている者が、自動車等の運転に関して、患者団体等の関係団体から十分な情報提供を受けられるよう、警察庁においては、社団法人日本てんかん協会（以下「協会」という。）に対して、協会の会員で、免許を取得しようとする者等に、

- ・ 免許を取得する前に、警察に相談すること
- ・ 免許の申請時又は免許証の更新申請時に、病状等を正確に申告すること
- ・ 自動車等の運転に支障がある場合には、運転を控えること

等について、協会主催の各種会合の機会や協会作成の広報誌等を利用した周知を依頼したところである。

### (2) 社団法人日本医師会及び社団法人日本てんかん学会への協力依頼（別添２・３）

一定の病気にかかっている者が、自動車等の運転に関して、医師等からも十分な指導・助言を受けられるよう、警察庁においては、社団法人日本医師会及び社団法人日本てんかん学会に対して、医師が担当している患者等で、免許を取得しようとする者等に、(1)に掲げる事項等について、医師による診察の機会等を利用した周知のほか、診断書の作成等、臨時適性検査の円滑な運用への協力を依頼したところである。

## 5 その他

一定の病気ごとに免許の可否等を定めた運用基準については、「運転免許の欠格事由の見直し等に関する運用上の留意事項について」（平成22年6月30日付け警察庁丁運発第63号）により示したとおりである。

警察庁丙運発第13号

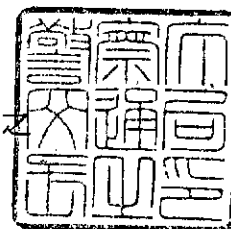
平成23年5月9日

社団法人 日本てんかん協会

会長 鶴井 啓司 殿

警察庁交通局長

石井 隆之



運転免許行政の適正な運用のための御協力をお願いについて

新緑の候、貴台におかれましては、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、平成23年4月18日、栃木県鹿沼市において、集団登校途中の小学生の列にクレーン車が突進し、児童6人が死亡する事故が発生しました。一定の病気にかかっている方の運転免許の取得、更新などについての適切な運用が求められているところであります。

つきましては、交通の安全と一定の病気にかかっている方の社会参加の両立を確保するとの観点から、下記の件について、貴協会の御協力を賜りたいと存じます。

#### 記

てんかんにかかっている方のうち、運転免許をこれから取得しようとし、又は既に運転免許を保有している方及びその御家族に対して次の事項を周知することについて、貴協会の御協力をいただきたいと存じます。

- ・ 運転免許の取得時又は更新時に、警察に自身の病状を正確に申告すること。  
運転免許の取得又は更新において警察に提出していただく申請書には、病気の症状の申告欄があります。当該申告欄に、御自身の病状を正確に申告していただく必要があります。
- ・ 運転免許を取得する前に、必要に応じて、警察に相談すること。  
都道府県警察の運転免許センター等には、運転適性相談窓口が設置されており、一定の病気にかかっている方の相談を受け付けています。運転免許の取得を検討されている方には、この窓口で連絡し運転免許の取得について相談していただくことをお勧めしています。
- ・ 自動車等の運転に支障がある場合、自動車等の運転を控えること。  
処方されている薬を飲み忘れたとき、睡眠不足等により体調が悪いとき等自動車等の安全な運転に支障があると判断される場合は、自動車等の運転を控えていただく必要があります。

- ・ 運転免許を保有しているが自動車等の運転に支障がある状態が続く場合は、警察に相談すること。

運転免許を保有している方で、自動車等の運転に支障がある状態が長期間続いたり、頻繁にある場合、運転免許の保有について各都道府県警察の運転適性相談窓口にご相談していただく必要があります。

- ・ 自動車等の運転に不安がある場合は、主治医に相談すること。  
日本医師会及び日本てんかん学会に対しまして、患者さんへの助言をしていただくようお願いをしております。
- ・ 都道府県警察の運転適性相談窓口では、御家族からの相談も受け付けていること。  
運転免許の適正な運用には、御家族の協力も必要です。不安な点などがありましたら、警察に御相談ください。

上記事項の御相談は、別紙の都道府県警察に設置されている運転適性相談窓口で受け付けております。

警察といたしましては今後とも運転免許制度の適切な運用に努めてまいり所存でありますので、御高配を賜りますようお願い申し上げます。

末筆ながら、貴協会の益々の御発展を祈念申し上げます。

運転適性相談窓口一覧表

(平成23年5月現在)

Table with 4 columns: 適性相談窓口, 電話番号, 受付日時. Lists various consultation centers across Japan with their phone numbers and operating hours.

Table with 4 columns: 適性相談窓口, 電話番号, 受付日時. Continuation of the list of consultation centers across Japan.

※ なお、受付日については平日が祝祭日の場合を除く。

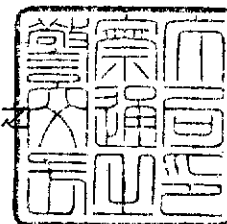
警察庁丙運発第14号

平成23年5月9日

社団法人 日本医師会  
会長 原中 勝征 殿

警察庁交通局長

石井 隆之



運転免許行政の適正な運用のための御協力のお願について

新緑の候、貴会におかれましては、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

また、貴会におかれましては、運転免許取得時における病状の診断等、平素から、格別の御理解、御支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成23年4月18日、栃木県鹿沼市において、集団登校途中の小学生の列にクレーン車が突進し、児童6人が死亡する事故が発生しました。

自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれのある病気（以下「一定の病気」という。）にかかっている方の運転免許の取得、更新などについての適切な運用が求められているところであります。

つきましては、交通の安全と一定の病気にかかっている方の社会参加の両立を確保するとの観点から、次の2点について、貴会を通じて各都道府県医師会及び貴会会員の方々に御協力を賜りたくお願い申し上げます。

まず、第1は、一定の病気の治療を受けている方のうち、運転免許をこれから取得しようとし、又は既に運転免許を保有している方等に対して次の事項を周知することについて、貴会の御協力をいただきたいと存じます。

- ・ 運転免許の取得時又は更新時に、警察に自身の病状を正確に申告すること。  
運転免許の取得又は更新において警察に提出していただく申請書には、病気の症状の申告欄があります。当該申告欄に、御自身の病状を正確に申告していただく必要があります。
- ・ 運転免許の取得前に、必要に応じて、警察に相談すること。  
都道府県警察の運転免許センター等には、運転適性相談窓口が設置されており、一定の病気等にかかっている方に係る運転免許についての相談を受け付けています。運転免許の取得を検討されている方には、この窓口ご連絡し運転免許の取得について相談していただくことをお勧めしています。

- ・ 自動車等の運転に支障がある場合、自動車等の運転を控えること。  
処方されている薬を飲み忘れたとき、睡眠不足等により体調が悪いとき等自動車等の安全な運転に支障があると判断される場合は、自動車等の運転を控えていただく必要があります。
- ・ 運転免許を保有しているが自動車等の運転に支障がある状態が続く場合は、警察に相談すること。

運転免許を保有している方で、自動車等の運転に支障がある状態が長期間続いたり、頻繁にある場合、運転免許の保有について各都道府県警察の運転適性相談窓口にご相談していただく必要があります。

上記の事項については、リーフレットを別添のとおり作成しましたので、御利用ください。

第2は、都道府県警察とのさらなる協力体制を構築するための御協力をいただきたいと存じます。

これまでも、貴会会員の方々には、専門的立場から、臨時適性検査等に係る診断をお引き受けいただいているところですが、今後も運転免許制度の適正かつ迅速な運用を維持するため、警察庁から都道府県警察に対して、都道府県の医師会等へ診断書の発行等について協力を依頼するなど、さらなる協力体制を構築するよう指導することとしております。今後都道府県警察からの協力依頼に御対応していただきますようお願いいたします。

同種事故が繰り返されないよう、警察といたしましては今後とも運転免許制度の適切な運用に努めてまいる所存でありますので、御高配を賜りますようお願い申し上げます。

末筆ながら、貴会の益々の御発展を祈念申し上げます。



# 運転免許を持っている(又は、取得しようとしている)患者さんへのお願い

○ 運転免許の取得又は更新をするときは、警察にご自身の病状を正確に申告してください。  
～ 申請書には、病気の症状の申告欄があります。～

○ 運転免許の取得前に、必要に応じて、警察に相談してください。  
～ 都道府県警察の運転免許センター等には、運転適性相談窓口を設置し、相談をお受けしています。～

○ 体調不良などの理由により、運転に支障があると感じたときは、運転を控えてください。  
～ 処方されている薬を飲み忘れたときや、睡眠不足で体調が悪いときなど～

○ 運転に支障のある状況が、長期間又は頻繁にある場合は、警察に相談してください。

※ 運転適性相談窓口では、一定の病気にかかっている方などの運転免許に関する相談を受け付けています。  
連絡先等は別紙を参照してください。

運転適性相談窓口一覧表

(平成23年5月現在)

	適性相談窓口	電話番号	受付日時		適性相談窓口	電話番号	受付日時
札幌	運転免許試験場適性試験係	011-683-5770(内線302,305)	月～金、8時45分～17時30分	岐阜	運転免許適性検査係	058-237-3331(内線312)	月～金、13時～16時
函館	函館方面本部運転免許課技能試験係	0138-46-2007(内線313,314)	月～金、15時～17時	愛知	運転免許試験場 身体障害者相談室	052-801-3211(内線365,370)	月～金、日曜、8時45分～15時
旭川	旭川方面本部運転免許課技能試験係	0166-51-2488(内線323,324)	月～金、15時～16時30分(要連絡)		東三河運転免許センター試験係(全般)	0533-85-7181(内線553)	月～金、8時45分～15時
釧路	釧路方面本部運転免許課釧路運転免許試験場技能試験係	0154-57-5913(直通)	月～金、15時～17時(要連絡)	三重	運転免許センター適性審査係	059-229-1212(内線482,483)	月～金、9時～16時
	帯広運転免許試験場技能試験係	0155-33-2470(直通)		滋賀	運転免許課免許第一係	077-585-1255(内線231)	月～金、9時～16時(要予約)
北見	北見方面本部交通課北見運転免許試験場技能試験係(試験・更新関係)	0157-36-7700(直通)	月～金、15時～17時	京都	運転免許試験場適性試験係	075-631-5181(内線430)	月～金、14時～16時
青森	運転免許課試験教習所係	017-782-0081(内線331～336)	月～金、8時30分～17時15分	大阪	門真運転免許試験場適性試験係	06-6908-9121(内線384,385)	月～金、14時～16時30分
	自動車運転免許試験場(試験係)	019-683-1251(内線315,317)	月～金、15時～17時(要予約)		光明池運転免許試験場適性試験係	0725-56-1881(内線384,382)	
	寮岡運転免許センター(免許・試験係)	019-606-1251(内線241)		兵庫	運転免許試験場学科適性試験係	078-912-1628(内線377)	月～金、13時～16時
岩手	東涌運転免許センター(免許・試験係)	0197-44-3511(直通)	(当面の價、業務休止中)		運転免許課旧高運転免許センター	079-652-1117(直通)	火～金、10時～16時
	沿岸運転免許センター(免許・試験係)	0193-22-6280(直通)		奈良	運転免許課免許係(更新関係)	0744-22-5541(直通・更新等)	月～金、10時～16時
	県北運転免許センター(免許・試験係)	0194-52-0613(直通)			運転免許課試験係(試験関係)	0744-25-5224(直通・受験相談)	月～金、16時～17時30分
	宮城県運転免許センター-運転適性相談係	022-373-3601(内線294)	月～金、9時30分～11時、14時～15時(要予約)	和歌山	運転免許課免許係(更新関係)	073-473-0110(内線330)	月～金、16時～17時
宮城	石巻運転免許センター試験係	0225-83-6211(直通)	(当面の價、宮城県運転免許センターへ連絡)		運転免許課田辺運転免許センター	0739-22-6700(直通)	月～金、14時～16時
	古川運転免許センター試験係	0229-22-8010(直通)			運転免許課新宮運転免許センター	0735-31-7771(直通)	
	仙南運転免許センター試験係	0224-53-0111(直通)	月～金、9時30分～11時、14時～16時(要予約)	鳥取	運転免許課教習所係(全般)	0857-28-5885(内線321)	
秋田	秋田県運転免許センター講習係	018-863-0660(直通)	月～金、8時30分～12時、13時～17時15分		運転免許課免許係(東部運転免許センター)(更新関係)	(内線320)	
	運転免許課行政処分係(その他)	023-655-2150(内線263)			鳥取県自動車運転免許試験場(試験)	0858-35-6110(内線310)	月～金、9時～16時
山形	運転免許課試験係(試験関係)	(内線294)	月～金、8時30分～17時15分		運転免許課免許係(中部運転免許センター)(更新関係)	(内線300)	
	運転免許課免許係(更新関係)	(内線233)			運転免許課免許係(西部運転免許センター)	0859-22-4607(内線210)	
福島	運転免許課学科試験第一係	024-591-4372(内線220)	月～金、8時30分～17時	島根	運転免許課試験係	0852-36-7400(内線241)	月～金、14時～16時
	府中運転免許試験場学科試験係	042-362-3591(内線5432)			運転免許課西部運転免許センター試験係	0855-23-7900(内線241)	
茨城	鉾田運転免許試験場試験係	03-3474-1374(内線5433)	月～金、8時30分～16時	岡山	運転免許課試験第二係	0867-24-2200(内線572)	月～金、8時30分～15時(要予約)
	江東運転免許試験場学科試験係	03-3699-1151(内線5432)			運転免許課運転免許係(更新関係)	082-228-0110(内線703-228)	月～金、10時30分～11時30分、15時～17時
	運転免許センター-運転免許課(適性試験係)	029-293-8811(内線331)	月～金、9時30分～11時、13時～16時30分	広島	運転免許課運転試験係(試験関係)	(内線703-252)	
	運転免許センター-運転免許課(更新免許係)	(内線245)			運転教習課控室・保留担当係(行政処分係)(その他)	(内線703-357)	月～金、9時～17時
栃木	運転免許管理課自動車運転免許試験場適性検査係	0289-76-0110(内線450,454)	月～金、8時30分～12時、13時～16時	山口	運転管理課講習第二係	083-973-2900(内線430,431)	月～金、8時30分～17時
群馬	運転免許課適性試験係	027-252-5329(直通)	月～金、9時～16時	徳島	運転免許課免許係(更新関係)	(内線252)	月～金、8時30分～17時
	運転免許センター-運転免許試験場適性検査係	048-543-2001(内線316,317)	月～金、第3日曜10時～11時30分、14時～15時30分、18時30分～19時30分、13時～14時		運転免許課教育係(高齢者関係)	(内線233)	
千葉	運転免許本部千葉運転免許センター-適性相談係	043-274-2000(内線352,353)	月～金、8時30分～17時00分	香川	運転免許課試験係	087-833-0110(内線722-273,274)	月～金、8時30分～17時00分
	運転免許本部流山運転免許センター-適性相談係	04-7147-2000(内線322)		愛媛	運転免許課適性検査係	089-934-0110(内線727-333)	月～金、8時30分～17時
	運転免許本部試験課適性相談係	045-363-7816(直通)	月～金、第3日曜9時30分～12時00分、13時30分～17時00分 第3日曜は、8時30分～12時、13時～17時	高知	運転免許センター試験係(運転適性相談室)	088-893-1221(内線372～374)	月～金、9時～12時、13時～17時
神奈川	運転免許センター適性検査係	025-256-1212(内線262)		福岡	運転免許試験場福岡自動車運転免許試験場(試験関係・更新関係)	092-565-5010(内線311,301)	
	運転免許センター-長岡支所	0258-22-1050(内線251)	月～金、8時30分～17時		運転免許試験場北九州自動車運転免許試験場(試験関係・更新関係)	093-961-4804(内線311,301)	月～金、8時30分～17時15分
	運転免許センター-上野支所	025-536-3688(内線447)			運転免許試験場筑豊自動車運転免許試験場(試験関係・更新関係)	0948-82-0160(内線311,301)	
	運転免許課試験第一係(試験関係)	055-285-0533(内線582,583)	月～金、15時～17時(要予約)		運転免許試験場筑後自動車運転免許試験場(試験関係・更新関係)	0942-53-5208(内線311,301)	
	運転免許課免許第二係(更新関係)	(内線562)			運転免許管理課適性係(臨時適性検査関係)	092-641-4141(内線5325)	月～金、8時30分～17時30分
	運転免許課適性検査所係(その他)	(内線547)	月～金、9時～11時30分、13時30分～16時	佐賀	運転免許センター-免許係(免許更新関係)	0952-98-2220(内線221)	月～金、13時～16時
	運転免許課都留分室試験係(試験関係)	0554-43-4101(内線513)			運転免許試験場適性係(免許取得関係)	(内線412)	
	運転免許課都留分室免許係(更新関係)	(内線501)		長崎	運転免許管理課運転免許試験場学科・適性試験係	0957-53-2128(内線311,312)	月～金、15時～17時
	東北信運転免許センター-免許係(更新関係)	026-292-2345(内線241,245)		熊本	運転免許試験場学科試験係(試験関係)	096-233-0116(内線701-431)	月～金、9時～17時
	東北信運転免許センター-試験係(試験関係)	(内線272)	月～金、9時30分～12時、14時～17時		運転免許課試験第一係(更新関係)	096-233-0110(内線701-374)	
	中南信運転免許センター-免許係(更新関係)	0263-53-6611(内線529,530)		大分	運転免許課試験係(試験関係)	097-536-2131(内線702-246)	月～金、8時30分～17時(要予約)
	中南信運転免許センター-試験係(試験関係)	(内線555)			運転免許課更新係(更新関係)	(内線702-225)	
	運転免許課中部運転免許センター試験係(全般)	054-272-2221(内線333)		宮崎	運転免許課宮崎運転免許センター-免許係(更新関係)	0985-31-0110(内線755-231)	月～金、10時～12時、14時～17時
	運転免許課東部運転免許センター試験係	055-921-2000(内線226)	月～金、9時～16時		運転免許課運転免許試験場試験係	(内線755-321)	金、10時～15時
	運転免許課西部運転免許センター試験係	053-587-2000(内線227)			運転免許課都城運転免許センター	0986-25-9999(直通)	月～金、10時～12時、14時～17時
富山	運転免許課試験係	076-451-2140(直通)	月～金、10時～17時		運転免許課延岡運転免許センター	0982-33-9999(直通)	
石川	運転免許課適性検査係	076-238-5901(内線373)	月～金、8時30分～17時	鹿児島	免許試験場学科・技能試験係(試験関係)	0995-65-2295(内線220,230)	月～金、14時～16時30分
	運転免許課試験係	0776-51-2820(内線351～355)			免許管理課免許適性係(更新関係)	099-266-0111(内線240)	月～金、9時～17時
	運転免許課講習指導係	(内線341～344)		沖縄	運転免許課適性試験係	098-851-1000(内線585)	
	運転免許課真越分室	0779-66-7700(内線647)	月～金、8時30分～17時		安全運転学校中部分校	098-933-0442(直通)	月～金、8時30分～17時
	運転免許課内分室	0778-21-3613(内線647)			安全運転学校北部分校	0980-53-1301(直通)	
	運転免許課南分室	0770-45-2121(内線372)			安全運転学校宮古分校	0980-72-9990(直通)	
					安全運転学校八重山分校	0980-82-9542(直通)	

※ なお、受付日については平日が祝祭日の場合を除く。



別添3

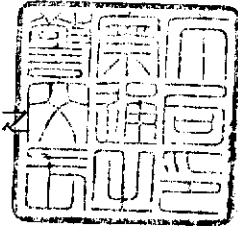
警察庁丙運発第15号

平成23年5月9日

一般社団法人 日本てんかん学会  
理事長 兼子 直 殿

警察庁交通局長

石井 隆之



運転免許行政の適正な運用のための御協力のお願について

新緑の候、貴台におかれましては、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

また、貴会におかれましては、一定の病気にかかっている方の運転免許取得時における病状の診断等、平素から、格別の御理解、御支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成23年4月18日、栃木県鹿沼市において、集団登校途中の小学生の列にクレーン車が突進し、児童6人が死亡する事故が発生しました。一定の病気にかかっている方の運転免許の取得、更新などについての適切な運用が求められているところであります。

つきましては、交通の安全と一定の病気にかかっている方の社会参加の両立を確保するとの観点から、次の2点について、貴会の御協力を賜りたいと存じます。

まず、第1は、一定の病気の治療を受けている方のうち、運転免許をこれから取得しようとし、又は既に運転免許を保有している方等に対して次の事項を周知することについて、貴会の御協力をいただきたいと存じます。

- ・ 運転免許の取得時又は更新時に、警察に自身の病状を正確に申告すること。  
運転免許の取得又は更新において警察に提出していただく申請書には、病気の症状の申告欄があります。当該申告欄に、御自身の病状を正確に申告していただく必要があります。
- ・ 運転免許の取得前に、必要に応じて、警察に相談すること。  
都道府県警察の運転免許センター等には、運転適性相談窓口が設置されており、一定の病気等にかかっている方に係る運転免許についての相談を受け付けています。運転免許の取得を検討されている方には、この窓口ご連絡し運転免許の取得について相談していただくことをお勧めしています。

- ・ 自動車等の運転に支障がある場合、自動車等の運転を控えること。  
処方されている薬を飲み忘れたとき、睡眠不足等により体調が悪いとき等自動車等の安全な運転に支障があると判断される場合は、自動車等の運転を控えていただく必要があります。
- ・ 運転免許を保有しているが自動車等の運転に支障がある状態が続く場合は、警察に相談すること。  
運転免許を保有している方で、自動車等の運転に支障がある状態が長期間続いたり、頻繁にある場合、運転免許の保有について各都道府県警察の運転適性相談窓口にご相談していただく必要があります。

上記の事項については、リーフレットを別添のとおり作成しましたので、御利用ください。

第2は、都道府県警察とのさらなる協力体制を構築するための御協力をいただきたいと存じます。

これまでも、貴会会員の方々には、専門医等の立場から、臨時適性検査等に係る診断をお引き受けいただいているところですが、今後も運転免許制度の適正かつ迅速な運用を維持するため、警察庁から都道府県警察に対して、都道府県の医師会等へ診断書の発行等について協力を依頼するなど、さらなる協力体制を構築するよう指導することとしております。今後都道府県警察からの協力依頼に御対応していただきますようお願いいたします。

同種事故が繰り返されないよう、警察といたしましては今後とも運転免許制度の適切な運用に努めてまいる所存でありますので、御高配を賜りますようお願い申し上げます。

末筆ながら、貴会の益々の御発展を祈念申し上げます。

# 運転免許を持っている(又は、取得しようとしている)患者さんへのお願い

○ 運転免許の取得又は更新をするときは、警察にご自身の病状を正確に申告してください。

～ 申請書には、病気の症状の申告欄があります。～

○ 運転免許の取得前に、必要に応じて、警察に相談してください。

～ 都道府県警察の運転免許センター等には、運転適性相談窓口を設置し、相談をお受けしています。～

○ 体調不良などの理由により、運転に支障があると感じたときは、運転を控えてください。

～ 処方されている薬を飲み忘れたときや、睡眠不足で体調が悪いときなど～

○ 運転に支障のある状況が、長期間又は頻繁にある場合は、警察に相談してください。

※ 運転適性相談窓口では、一定の病気にかかっている方などの運転免許に関する相談を受け付けています。

連絡先等は別紙を参照してください。

運転適性相談窓口一覧表

(平成23年5月現在)

Table with 4 columns: 適性相談窓口, 電話番号, 受付日時. Lists various consultation centers across Japan, including 札幌, 函館, 旭川, 釧路, 北見, 青森, 岩手, 宮城, 秋田, 山形, 福島, 宮城, 茨城, 栃木, 群馬, 埼玉, 千葉, 神奈川, 新潟, 山梨, 長野, 静岡, 富山, 石川, 福井.

Table with 4 columns: 適性相談窓口, 電話番号, 受付日時. Continues the list of consultation centers, including 岐阜, 愛知, 三重, 滋賀, 京都, 大阪, 兵庫, 奈良, 和歌山, 鳥取, 島根, 岡山, 広島, 山口, 徳島, 香川, 愛媛, 高知, 福岡, 佐賀, 長崎, 熊本, 大分, 宮崎, 鹿児島, 沖縄.

※ なお、受付日については平日が祝祭日の場合を除く。